

社会保障・番号制度への対応

実務上に及ぼす影響(要点)

I はじめに

マイナンバー法(以下「番号法」)が、いよいよ本年10月から国民に番号が通知され、来年1月から利用が開始される予定となっている。我々税理士や顧客は、制度を理解し、適切な準備対応をしていかなければならない。そこで本稿では番号の実務上の取扱いの要点を確認してみたい。

II 個人番号を取り扱う事業者

番号を取扱う立場として、①「個人番号利用事務実施者」↓「税務署や他行政機関等が、業務利用する立場」、②「個人番号関係事務実施者」↓「民間会社等、行政機関が業務利用するため補助的に扱う立場がある。我々税理士や顧客は基本的に②の立場となる。

III 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」の概要
本ガイドラインは、事業者が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めたものである。以下要旨。
【取得】「特定個人情報の提供制限」↓「従業員等は、事業者に対し、自己や扶養親族の個人番号を記載した

扶養控除等申告書提出する等の場合を除き特定個人情報を提供してはならない。また、「個人番号の提供の求めの制限」↓「何人も番号法で定められた場合を除き特定個人情報の提供を求めはならない。ただし、

子、配偶者等の自己と同一の世帯に属する者に対しては、提供を求めることができる。【委託】個人番号関係事務の委託者は、委託先において、安全措置が講じられるよう必要かつ適切な監督義務を負う。

【安全管理】特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置義務がある。従業者に對しても同様。【保管】特定個人情報情報を保管してはならない。継続的に必要がある場合は保管できる。従業員個人番号は翌年以降も継続的に利用する必要があるので認められるので保管できる。【利用】個人番号を利用できる事務については、「源泉徴収票作成事務」等のように特定することが考えられる。たとえ本人の同意があつ

たとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用することはできない。利用目的を超えて個人番号を利用する場合には、利用目的を変更して、本人への通知等を行う必要がある。【提供】事業者が特定個人情報提供できるのは、従業員等の特定個人情報や税務署等に提供する場合である。同一法人内の移動は「提供」ではなく「利用」にあたる(利用制限あり)。事業者間の移動は「提供」にあたる。【廃棄】個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合で、法令で定められている期間を経過した場合には、廃棄又は削除しなければならない。その場合、削除、廃棄した記録を保存する。また、委託する場合には証明書等により確認する必要がある。

IV 国税分野におけるFA Q ～ 国税庁HPより抜粋～
番号法では、法人番号は、個人番号とは異なり利用範囲の制約がない(Q1)。マイ・ポータルは、平成29年1月を目途として利用開始予定。その活用については、①自己の過去の税務申告や納付履歴に関する情報②確定申告を行う際に参考となる情報が検討されて

い(Q4)。納付書等は、個人番号・法人番号の記載を追加する措置が規定されていないため、記載の必要はない(Q6)。【配当等の支払調書】等の税法に告知義務が規定されている一部の調書については、3年間の猶予規定が設けられているが、給与所得の源泉徴収票等、猶予規定が設けられていない調書については、平成28年1月以降の支払いに係る調書の提出までに個人番号・法人番号の提供を受け、記載する必要がある(Q11)。事業者や税務署が行う本人確認については、原則として①個人番号カード(番号確認と身元確認)、②通知カード(番号確認)と運転免許証(身元確認)、③個人番号が記載された住民票の写し(番号確認)と運転免許証(身元確認)で行う(Q9)。

身元確認については、雇用関係にあることなどから本人に相違ないことが明らかと判断できる場合は必要ない。ただし、番号確認は行う必要がある(Q9-2)。個人番号の提供を受ける都度、本人確認を行う必要があるが、2回目以降の番号確認については困難な場合には、初回のもので確認することも認められている(Q9-3)。

税務署が税理士等の代理人の本人確認を行う場合は、原則として、①委任状②代理人の個人番号カードや運転免許証(身元確認)

「当面の問題」シリーズ 111

③顧客の個人番号カードや通知カードの写しなどによる。なお、原則的な方法による身元確認が困難な場合には、税理士名簿の確認(身元確認)等による方法が認められている(Q10)。

V 今後の課題
番号法は個人情報保護法の個別法という位置付けとなるため、罰則規定等が従来の個人情報保護法より重くなる。従業員がファイルを違法に作成した場合においても監督責任が発生するので、管理、教育、研修等の措置が必要である。また、顧客は委託先(税理士)についても監督義務を負う。税理士は特定個人情報の取扱いについて、管理体制等を顧客にチェックされることとなるので、十分な対策が必要となる。

VI おわりに
経済基盤がせいぜい弱な中小事業者にとって、消費税の税率引上げや、特定個人情報の管理体制等、生産性のない事務負担が増えれば手間やコストがかかり、経営環境も厳しくなる。

附則第6条第1項において、施行後3年を目途として拡大利用を検討するようであるが、政府は、国民のプライバシー権、費用対効果、情報管理の観点から必要以上に利用範囲を拡大することなく、適正な制度設計を図るべきであり、また、税理士業界においても引き続き、注視、提言していくべきである。

国税関係の様式イメージの公表スケジュール

平成	26年	27年	28年	29年
番号通知 番号利用開始			10月	確定申告
法定調書	12月5日	3月末		使用開始
年調関係	12月中旬		9月下旬	使用開始
申請書・届出書等		3月下旬	6月	10月以降
上記以外 の申告書		3月下旬	6月以降	12月下旬 (番号部分)

※1 〇は、番号を記載する様式の一部についての情報提供時期を表しています。■は、省令又は法令解釈通達等による様式の確定時期を表しています。
※2 このスケジュールは、税制改正その他の状況により変更となる場合があります。

達人はあなたの電子申告を応援します!

達人シリーズ 電子申告セット

月額 11,400円 (税抜)

税務6本セット + 達人Cube(電子申告ソフト) [ソフト保守料・電話サポート込み]

セット内訳
達人Cube
法人税
減価償却
内訳概況書
消費税
所得税
年調・法定調書